

秋田県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

1 施行者の名称

男鹿市

2 都市計画事業の種類及び名称

男鹿都市計画下水道事業 男鹿市公共下水道

3 事業施行期間

昭和53年2月9日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年秋田県告示第140号、昭和63年秋田県告示第221号、平成4年秋田県告示第659号、平成9年秋田県告示第296号、平成11年秋田県告示第255号、平成14年秋田県告示第886号、平成18年秋田県告示第191号、平成20年秋田県告示第418号、平成22年秋田県告示第496号及び平成28年秋田県告示第548号、令和2年秋田県告示第497号の事業地に、男鹿市船越字八郎谷地及び字船越並びに船川港比詰字餅ヶ沢及び字羽立並びに船川港船川字外ヶ沢、字化世沢及び字芹沢並びに船川港南平沢字越名坂及び字大畑台の事業地を追加する。

(2) 使用の部分

変更なし